

第1回議会の議員の定数及び任期の取扱いに関する小委員会会議録

日時：平成16年1月15日（木）

午後3時50分

会場：上越市厚生南会館大会議室

区分	市町村名	役職名	氏名	
規約第8条 第1項第2号の委員  (構成市町村の議会の議長及び構成市町村の議会が当該構成市町村の議会の議員のうちから選出する者)	上越市	上越市議会議長	石平春彦	
	安塚町	安塚町議会議長	日下部進	
	浦川原村	浦川原村議会議長	坪野要治	
	大島村	大島村議会議長	小出俊雄	
	牧村	牧村議会議長	武田正一	
	柿崎町	柿崎町議会市町村合併に関する調査特別委員会委員長	小関信夫	
	大潟町	大潟町議会議員	俵木達	
	頸城村	頸城村議会議長	渡邊威	
	吉川町	吉川町議会議長	八木一郎	
	中郷村	中郷村議会議長	山崎新一	
	板倉町	板倉町議会議長	見海健太郎	
	清里村	清里村議会議長	奥田堅太郎	
	三和村	三和村議会議長	服部誠治郎	
	名立町	名立町議会議会運営委員会委員長	畑虎夫	
規約第8条 第1項第3号の委員  (学識経験者その他の者で構成市町村の長が協議により必要と認めるもの)	上越市	上越商工会議所会頭	田中弘邦	
	安塚町	安塚町区長代表	丸山辰五郎	
	浦川原村	浦川原村総合計画審議会会長	村松研	
	大島村	大島村区長代表	岩野修二	
	牧村	牧村住民会議準備会委員	飯田一郎	
	柿崎町	柿崎町商工会副会長	八木康博	欠席
	大潟町	大潟町商工会長	西田行男	
	頸城村	頸城村商工会副会長	上野學	
	吉川町	吉川町商工会長	荻谷賢一	
	中郷村	中郷村合併検討委員会会長	山崎勇	
	板倉町	板倉町合併推進委員会会長	宮腰英武	
	清里村	清里村合併推進委員会会長	福保巧成	
	三和村	三和村合併推進協議会副会長	武田美紀	
	名立町	名立町市町村合併審議会委員長	塚田一三	
共通	新潟県総合政策部市町村合併支援課長	中澤清		

議 題

- 1 委員長、副委員長の選出
- 2 審議内容の説明
  - (1) 特例措置の採否について
  - (2) 採用する特例措置について
  - (3) 特例措置の期間について

### 3 審議

#### (1) 審議スケジュール・審議の進め方について

#### 4 その他

午後3時50分 開会

○高橋克尚事務局長 それでは、皆様方おそろいでございますので、小委員会の方を開催させていただきたいと思っております。私この小委員会を担当させていただきます、事務局長を仰せつかっております高橋と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

まず、皆様方のお手元に資料お配りしてございますとおり、次第に基づきまして進行をとりあえず進めさせていただきたいと思っております。

#### 1 委員長、副委員長の選出

○高橋克尚事務局長 まず、1番目でございます。委員長、副委員長の選出でございます。

こちらにつきましては、上越地域合併協議会小委員会規程の第5条の第2項によりまして、委員長及び副委員長は小委員会の委員の互選により定めるということで規定してございます。したがって、まずは互選でございますので、どなたか委員長、あるいは副委員長等々に立候補される方がいらっしゃいますれば挙手をいただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋克尚事務局長 それでは、まことに恐縮ではございますが、事務局の方でどなたか候補者という形である程度提案をさせていただきたいと思っておりますが、よろしいでございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋克尚事務局長 それでは、今回の議案が議員の特例に関することでございますので、事務局の方で検討させていただいた結果、我々の方で候補といたしまして板倉町の宮腰様に委員長の方お引き受けいただけないかと思っております。あわせまして、副委員長でございますが、大潟町の西田様、こちらお二方の方にぜひお受けいただけないかと思っておりますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋克尚事務局長 それでは、お二方、申しわけございません、席を移動してこちらの方においでいただきたいと思っております。

それでは、恐縮でございます。早速今回委員長並びに副委員長をお受けいただきましたお二方の方から簡単に自己紹介を兼ねましてごあいさついただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○宮腰英武委員長 失礼いたします。ただいまご推挽いただきました板倉町合併推進委員会の宮腰でございます。一番不適任だと、私自身そう思っているんですけども、ご推挽いただいた以上ご協力賜りながら、大事な会議のまとめ役として責務を果たしてまいりたい、こんなふうに思っております。よろしくお願ひ申し上げたいと思っております。

○西田行男副委員長 大潟町商工会長を拝命しておりまして、この会に参加させていただいております西田でございます。よろしくお見知りおきお願ひいたします。

○高橋克尚事務局長 ありがとうございます。

それでは、小委員会規程に基づきまして議長は委員長において行われますので、今後の進行につきましては委員長の方からよろしくお願ひいたします。

○宮腰英武委員長 それでは、私の方から進行させていただきたいと思っております。

最初に、次第に従いまして進めさせていただくわけでございますが、まず上越地域合併協議会小委員会規程第10条の規定により準用する上越地域合併協議会の会議の運営に関する規程第3条2項の規定というのがございまして、今回の会議録の署名委員として上越市の石平委員、安塚町の日下部委員をそれぞれ指名させていただきたいと、こんなふうに思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げ

げます。



- 2 審議内容の説明 (1) 特例措置の採否について  
(2) 採用する特例措置について  
(3) 特例措置の期間について

○宮腰英武委員長 それでは、初めに審議内容の説明について事務局よりお願いしたいと思います。  
事務局、お願いいたします。

○高橋克尚事務局長 それでは、お手元にお配りしました資料等々に基づきまして説明をさせていただきます。

説明内容、約3点ほどございます。まず、それぞれ今回ご審議いただく内容等でございます。前回の協議会におきまして付託された案件、会長の方から3点あったかと思えます。1点目でございますが、特例措置を適用するかどうかについてご審議いただきたい。二つ目でございますが、定数特例を採用するのか、在任特例を採用するのかということでの観点でのご審議をいただきたい。3点目でございますが、定数特例なりを採用する際の特例期間、こちらを上越市の議員の残任期間のみとするか、それとも合併後最初に行われる一般選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間も特例期間とするかという以上3点がございました。

それぞれ既に皆様方も十分承知のこととは思いますが、念のため説明だけをさせていただきます。まず、お手元にお配りいたしました資料の、通しページを打っておりませんので、申しわけございません、3枚おめくりいただきまして、資料の2というのがございます。議会の議員の定数及び任期の取扱いに関する検討資料でございます。この件につきましては、合併の協議会の準備会の時点からの申し送り事項といたしまして、議員の任期及び定数は特例措置を採用することとするということで申し送りをさせていただいているところでございます。なお書きでございますが、「議員の任期及び定数は特例措置を採用すること」について、定数特例又は在任特例のいずれを選択するかは法定協議会において決定することとしたが、上越地域法定合併協議会準備会のグループ協議においては、「定数特例を採用すべき」との意見が多かったということをお知らせと、これらの2点について準備会からの申し送りがあるということでございます。

そもそも特例措置とは何ぞやということでございますが、一般的に編入合併の場合ですと、編入合併した段階で13の町村の議員の皆様方は特例を採用しなければ失職という形になるということでございます。それを合併特例法の6条あるいは7条の特例措置を採用することによって、6条の場合は定数特例でございますが、選挙区を設けまして、その町村の区域で増員選挙を行うことができるという規定が第6条でございます。もう一つ、第7条の方に編入された町村の議員さんが編入先の上越市議会の最初の選挙までその議員となることができるという特例がございます。これが定数特例、在任特例と言われているものでございます。

その下の方に定数特例の場合の町村別議員さんの数ということでございますが、それぞれの各選挙区に応じまして網かけでしております増員数、それぞれの団体さんでそれぞれそこに該当している人数の議員さんだけ増員選挙を行うという形になってございます。そうしますと、今上越市の議員定数30名でございますので、18名加えまして48名という形になると。一方、在任特例でございますが、今現在224名ほど全体で議員さんがおります。この方々がそのまま新市の議会の議員として在任するというものでございます。

これにつきましては、次の2ページをお開きいただきたいと思えます。定数特例、在任特例それぞれでございますが、その後の関係でございます。まず、定数特例を採用する場合、在任特例を採用する場合、それぞれ2パターンございますが、まず合併後、定数特例については増員選挙を行うと。こちらでございますが、これは法律の第5項の方ですか、こちらの方での再度の特例がございまして、もう一度の選挙においても定数特例を採用することが可能であるということでございます。したがって、都合7年余りの期間が議員さんの任期として採用できると。右側にいきますと、そこで特例期

間を終了して、その段階で条例定数でありますところの 30 名に戻る。この場合、合併後人口ふえておりますので、条例改正によりまして今の自治法上 38 名までの定員が増員が可能であるということでございます。在任特例のことでございますが、在任特例についてはそれを採用しますと、残任期間 224 名でございますが、この後また特例がございまして、1 回の一般選挙のときに定数特例をとることも可能であると。もう一つはそのまま特例期間を終了するというところで、都合 4 通りのケースがございまして。

それぞれについてコスト的な比較をさせていただいたものがその右側の 3 ページにございます。今現在 238 名。これは 14 決算ですので、ちょっと過去の話でございますので、238 名ということでございます。これが定数特例採用しますと 48 名でございます。これを上越市議会の報酬等々で換算しますと全体で約 3 億 9,800 万程度、合併前と比較しますと約 4 億円強の削減になると。在任特例になりますと 224 名そのままということでございますので、報酬等が 18 億円余りということ、合併前と比較しますと約 10 億円強の負担増になるということでございます。その下でございますが、特例期間後、これはアッパーで見えておりますが、上限である 38 名だとすると 3 億 1,500 万等々になると。したがって、合併前と比較しますと約 5 億円余りの削減になるということでございます。

その次の 1 枚おめくりいただいて資料 3 でございますが、関係条文をそのまま添付してございますので、また何かの折にはごらんいただきたいというふうに思っております。

とりあえず協議内容につきましては、こういった観点で会長の方からご指示いただいた特例を適用するかどうかという点、その場合、特例をとる場合にも定数特例なのか、在任特例なのかという点、3 点目としましてその特例期間を在任期間のみとするか、その次の一般選挙までの期間とするか、この三つについてこの小委員会でご審議いただきたいということでございます。

以上、説明を終わらせていただきます。

○宮腰英武委員長 ありがとうございます。

ただいま 3 点についてご説明いただいたわけでございますが、これは前回の合併協議会で十分お話しいただいた内容でもございますし、またこの小委員会で再審議というようなことになるわけでございますので、今の事務局の部長さんからご説明いただきました内容等につきまして何かご質問ございましたらお願いしたいと思います。なければ、今ご説明いただきました審議内容によって審議を進めていただきたいと、こんなふうに思いますが、それでよろしゅうございませうか。

どうぞ。

○小関信夫委員 私も確認不足なんですけれども、先回の協議事項の中に上越と大潟町の案と、あと 13 町村の案が両論併記で出されていましてけれども、その前の議会議員の定数及び任期の取扱いの中に、合併協定書記載文案の一番下の項に特例措置は上越市の議会議員の在任任期とするという文章が 1 項目入っているんですけども、そこら辺が今後の、今二つの案が出ているわけですけども、その審議に対してこの 1 行というのが足かせにならないかどうか、そこら辺ちょっと皆さんで確認してほしいんですけども。

○宮腰英武委員長 ただいまご質問がございましたが、前回の合併協定書記載文案の中に、一番最後のところに特例の期間は上越市の議会の議員の残任期間とすると、こういう文言書いてございますが、これら全面につきましてどのような拘束力と申しますか、あるのかどうか、その辺事務局の方でちょっとお願いします。

○高橋克尚事務局長 これにつきましては前回検討案という形で、これでまとまらなかったというご報告をさせていただいたというものでございます。したがって、このまま協議していただくということではなく、会長から改めてその論点を整理した上で、以上 3 点についてご審議いただきたいという形で付託されているということでご認識いただきたいというふうに思っております。

○宮腰英武委員長 よろしゅうございませうか。

○小関信夫委員 はい。

○宮腰英武委員長 それでは、議会議員の定数及び任期の取扱いの中で合併の特例に関する法律、その

特例をどういふふうを採用するかという、まず第1点目につきましてお願いしたいと思います。ご意見ございましたらお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕



### 3 審議 (1) 審議スケジュール・審議の進め方について

- 宮腰英武委員長 じゃ、スケジュールにつきまして何か質問ございましたらお願いしたいと思います。進め方について、じゃお願いします。
- 高橋克尚事務局長 申しわけありません。まず、全体の審議スケジュール・審議の進め方について我々事務局の方からまずご提案させていただきます。

それにつきましてまたご審議いただければと思いますが、今度は資料1をもらっていただきたいというふうに思っております。2枚おめくりいただくと、小委員会審議スケジュール(案)というものがございます。これは、先ほど説明しましたとおりAグループ、Bグループそれぞれいつの段階でやるかということでご説明申し上げたとおり、Aグループについては法定協議会開催日と同じ日に進行させていただいたらいかかというご提案でございます。Bグループについてはその間ということでございますが、ここでいきますと、29日につきましては今のところ議案も若干少な目にあるということで、ここについては一応両方やる予定ということで、これはこれとしておいていただきまして、したがって都合、3月は3月議会それぞれでございますので、日程がどうかということは今のところ確たることは言えないわけでございますが、この予定でいきますと、5回程度の小委員会の開催が可能ではないかというふうに考えてございます。当然これ以上に議論したいということもございますれば、協議会の日の間で別途日を設けるということも当然可能でございます。それにつきましては、進捗状況に依りまして各小委員会でお決めいただければというふうに思っております。

したがって、進め方でございますが、例えば今回論点が三つほどございます。一つにつき1小委員会で決めていくという方法もございますし、ある程度合意ができた部分は早目に決めて、論点に分かれている部分を集中的にするというのも一つの案かと思われま。それらにつきまして、小委員会の皆様方でもまずご協議いただいておりますので、その際の決め方等々については十分皆様の意向を反映した形での決め方をまずお決めいただきたいというふうに思っておりますので、ぜひよろしくお願い申し上げます。

- 宮腰英武委員長 ただいまのご説明にありますように、資料の1のところ今後の小委員会の審議スケジュールが書いてございます。一応5回の回数をとってあるわけでございますが、どの時点でどういふ項目についてご審議いただくか、その辺またいろいろご意見ございましたらお聞かせいただきたいと思ひますし、この審議スケジュールでよろしいかどうか、その辺含めてご意見を賜りたいと、このように思っております。この審議スケジュールでよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 宮腰英武委員長 それじゃ、このようにお願いしたいと思います。

それでは、審議の進め方につきまして事務局の方からご説明いただきます

- 高橋克尚事務局長 今協議会の日程に合わせて開催するというご理解いただいたということをお前提にいたしまして、都合5回ほど協議期間が開催できるということでございます。論点は三つほどございます。どれをいつの段階でということいろいろそれぞれ皆様方のご意見があるかと思ひますが、単純にいきますと1、2、3とそれぞれ1回ずつということになりますと、2月の中旬の開催で最終的なご意向なり方向性がある程度の集約ができるのかなということに思っております。それで、まずはたたき台といたしまして、皆様方からどういふスケジュールに応じた進め方をするかということでご協議いただければというふうに思っております。
- 宮腰英武委員長 それでは、今のご提案がありましたように2月の中旬ころまでにある程度まとめていきたいというような事務局の案でございますし、そういたしますと次回29日と、それから2月の

中旬という2回、今回合わせて3回ということになりますが、この辺の審議の内容等の配分、その辺ご意見ございましたらお願いしたいと、こんなふうに思います。

どうぞお願いします。

○日下部進委員 (1)(2)につきましては準備会からの申し送りもございます。これは、きょうでもばたばたと決まるだろうと、こう思いますし、(3)についてもきょうは少しは入り口はできるんじゃないかと、このように思っております。したがって、何日、第何回に何を決めようというようなことではなく、きょう頭からすぐ入っていただければと、このように思います。

○宮腰英武委員長 ただいまのご提案よろしゅうございますか。異議ありませんか。

それでは、どうぞ。

○八木一郎委員 第1回目は構成をきょう終わらせておいて、2回目から本式な議論にかかるということではいかがですか。2回以下、29日から以下本式な議論に入る。それぞれ各町村ではいわゆる定数を使うのか、特例を使うのか、日下部さんが言っている意味はどういう意味かわかりませんが、恐らく10町村でやったという意味を指しているんだろうと思いますが、私はまだやらないところも参加をしているわけですから、そこらも十分配慮をいただいて、29日以下本式の議論をやる。その場合、4回なり、3回なりで終わるかもしれない。2回で終わるかもしれませんが。そういう見通しで親切に対応していただいたらいかがというふうに思いますが、その辺お取り計らいをいただければ幸いですというふうに思います。

○宮腰英武委員長 ただいま次回から今の基本的な問題について十分ひとつ話し合ったらいいんじゃないかと、こういうご提案ございました。このことにつきまして両方のご意見ございますが、すぐ決められるというご意見と、もっとじっくりと考えていった方がいいと、お互いに話し合った方がいいというご意見ございますが、その辺の。

○石平春彦委員 それぞれの考え方は別にそれに反対とか、そういうことではございませんが、事実関係で私前回の法定協議会の準備会、これには出席して参加しておりませんので、事実確認だけちょっとさせていただきたいんですが、申し送りということである程度の方向性が出ているというふうにごの間お話を聞いているんですけれども、その辺は具体的な準備会の中で現在の14市町村集まった形の中で最終的に行われていなかったのか、あるいはいたのか、ちょっとその辺の認識が私は理解ができない。事実関係わからないので、そこだけちょっとお教えいただきたいということと、それからやはり限られた時間ではありますので、集中的に審議しなければならない部分については十分な時間をとっていただいて、できるだけ確認のできるものについてはやはり進んでいただくと。要するに事前に何らかの制限といいますか、時間的なものの制限を持たせるということではなくて、進めるものはどんどん進めて、審議すべきところは十分にすると。こういうことで、やはりこういう協議は何が起るかわかりませんので、ある程度回数があったとしてもなかなかそれはそう予定どおりにはいかないということもありますので、そういう意味ではそういう臨機応変な対応していただければよろしいんじゃないかということで、1点は質問、1点は考え方と、こういうことでお願いしたいと思います。

○宮腰英武委員長 それでは、事務局、ご説明いただきます。

○高橋克尚事務局長 まず、1点目でございます。準備会である程度の方向性が出されまして、議員の取扱いにつきましては本来法定協で決めていただくべきではないかという方向性がまずはあったと。ただ、それまでの経過において特例措置を採用すること。これは準備会の中で、皆さん準備会からいらっしゃった方は特にそうだと思いますが、特例措置を採用するということは共通認識でございました。それを協議を継続する意味も込めて、申し送り状という形で今回の法定協議会に送られたというのがまず1点でございます。その意味でいきますと、特例措置を採用するということは共通認識としてはあるのかなど。問題は次の点でございますが、定数特例をとるか、在任特例をとるか、ここまでは準備会においていろいろご提案はございましたが、準備会では決めるということはないで、それは法定協議会で議論していただくというふうになってございます。ただ、その際、今まで一生懸命皆さんで協議していた内容ができるだけ伝わるような形で申し送りたいというご提案がございま

て、それで準備会の中で申し送り状の中に、なお書きでございますが、グループ協議の中では定数特例を採用するという事で、ぜひこの方向で法定協議会の方に申し送りをしてほしいということで準備会の皆様方のご了解を得たということでございます。したがって、法定協議会といたしましては、特例措置を採用するという事についてはある程度のコンセンサスがあるのかなと。その次の定数特例か在任特例かというところは法定協議会としての決定事項でございますので、それについてはご審議いただく。ただ、今までの過程におきましてそれぞれの市町村の検討、あるいは幹事会等々の過程におきましては、定数特例でよろしいのではないかとということでの方向性はある程度見ているという認識でございます。

以上でございます。

○宮腰英武委員長 よろしいですか。

○石平春彦委員 大体の事実関係はわかりましたので、その辺に基づいて今後の協議の中で意見も申し上げたいと、こう思っておりますが、できれば3点すべてにわたって当然関連するわけですが、非常に重要な判断をする上での関係性がありますので、結論という部分を抜きにして、まずは皆さん方の、あるいは私自身もそうですが、いろんな考え方を出していただいて、それをここでとか、2回目とか、3回目とかという形の結論の出し方、そこで結論を出すということを事前に決めるのではなくて、まず考え方をそれぞれいろいろ出していただくということでまずはやっていただきたいと、こう思っております。要望いたします。

○宮腰英武委員長 それでは、この審議の進め方につきましていろいろとご議論があるわけですが、準備会においての大方の合意ということ踏まえて、さらにこの会でそれらにつきまして問題点あればお互いに出していくというような方向がどうかと、こんなふうに思いますが、事務局の今説明のように特例を採用する、それも定数特例を一応適用するというような、準備会ではそういうので一応合意したと私も理解しているわけですが、これらにつきましてなおかつこういう問題についてもうちょっと話し合いを深めていったらどうかと。定数特例でもいろいろ問題点あるかもしれないというようなところで、問題点を絞りながら話を進めていくということもこの会としては大事だろうと、こんなふうに思っているわけですが、いかがでございますでしょうか。

どうぞ。

○依木達委員 大潟の俵木でございます。我が町も定数特例で賛成でございますが、上越と大潟と2市町だけでございますが、大潟の場合は若干違うわけでございます。ブロック制、いわゆる中選挙区制的なものを採用したらどうかと。詳細な論点はまだ出してございませんが、そんなような特別委員会の結論でございますので、その辺十分協議していただきたいと思っております。

○宮腰英武委員長 ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。

どうぞ。

○村松研委員 浦川原村の村松と申します。意見ではないんですが、先ほど事務局からもちょうとあったんですが、審議を尽くした後の決め方、多数決、この小委員会としてどのような決め方をするのか。多数決でやるのか、全会一致なのか、多数意見、少数意見両論併記という形でいくのか、その辺はどうなんでしょうか、お伺いします。

○宮腰英武委員長 事務局、お願いします。

○高橋克尚事務局長 今回の点につきましては、小委員会規程の第10条に準用規定がございまして、その中でこの規程に定めるもののほか上越地域合併協議会の会議の運営に関する規程を準用するという事になってございます。その会議の運営に関する規程の中に、いわゆるこれは議事進行という第5条がございまして、この中で、会議の議事は原則として出席した協議会の委員の全会一致をもって決すると。ただし、全会一致とならない議事は出席した協議会の委員の3分の2以上の賛成をもってこれを決するという形で準用規定がございまして。

○宮腰英武委員長 よろしゅうございますね。

○村松研委員 はい。

○宮腰英武委員長 会議の進め方でございます。

どうぞ。

○石平春彦委員 論議の途中で話をしますと、また要らぬ問題も派生するかもしれませんので、一番最初に申し上げておきたいと思っておりますが、非常に中身に入る前の話ですので、若干簡略的に申し上げますが、明らかに私ども上越市といいますか、上越市議会と他の関係の方々と考え方が違う部分があるわけでありまして、しかし、同時に合併協議の違う場で結論を出していかなくちゃならないという形もあるわけでありまして、特に法的にはその部分が一番重要なものになって、結果としては重要な部分になってくるわけでありまして、したがって、私どもといたしましては会議規則のただしの部分については採っていただきたくない、こういうふうには思っているところであります。あくまでも全員一致という形の方向で対応していただきたいと思っておりますし、仮に論議が収れんしないといいますが、調整ができないような形で結論といいますが、つまり一つのものに結論が出されたといえますと、その後の対応ができなくなるということも実は考えられるわけでございます。そういう意味合いにおきまして、その辺を十分にお互いに認識をしながらぜひ進めていただきたいと、このように思っているところでございます。

○宮腰英武委員長 この会の趣旨からいいましても、やはり今お話しいただきましたように全会一致というのが基本でございますので、とことんまで話し合っていて、何かお互いに妥協点を見つけていくということが大事ではないかと、こんなふうに思っております。その辺お互いにやっぱり自分の今までの置かれた地域の問題等につきまして、長い将来のことを考えてお互いにどこがいいのかと、やっぱり原点に戻ってお話しただけ、必ず私は全会一致点を見ることができるとでないかと、こんなふうに思っておりますので、会の進め方につきましてはそういう方向でぜひともひとつご協議賜りたいと、こんなふうに思っております。

それでは、今回もう時間も来ておりますので、一応前回の準備会並びに第4回ですか、提案されました内容について定数特例のところまでお話ここで一応決めていただくということが、先ほどの大潟町さんのブロック制ということもございまして、ここで話し合いを決めて最終結論出すということはなかなか難しい点もございまして、大潟町さんのそういうお考えも聞きながら、次回定数特例をもし採用するにしても、したならばこういう方法があるんでないかと、その辺から入っていったらどうかと、こんなふうに思ったわけでございますが、いかがでございますか。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○宮腰英武委員長 次回の方向を出しているわけです。

○丸山辰五郎委員 今、日下部さんは1番、2番はここでもって大体申し送りをもって合意できるのではないかと、こういう発言されましたので、多分今上越市さんも言われましたけど、一番問題になるのは3番目だと思うんです。だから、1番、2番はすすっと通過してほしいと思うんです。だから、きょうできたらここでもってしてほしいと思います。

○八木一郎委員 私はきょうは、さっき言ったようにこの進行の見通し、というのは今ほど申し上げましたように例えば前回、定数でいくというような方向があったように私も記憶します。ただし、このことをきょうここで確定しますと、今石平さんが言った上越市の問題が起こってまいります、実をいいますと。そうでしょう。48で切るわけですから、1回目はいいとしても、2回目には少なくとも問題が出るような私は気がする。そういうことがあるもんですから、少しやっぱりきょうの議論を踏まえて各町村でどうあるべきか、それぞれの意見が今出ましたから。ということで、次から本格的な議論にかかってほしいというふうに思っています。

○宮腰英武委員長 問題なのは3番目なんですけれども、途中で大潟町の意見もあったんです。その辺これどういうふうに考えたらいいか、その辺がちょっと今問題あるんで、大潟町さん、どうですか。

どうぞ。

○俵木達委員 ただいま八木委員の方がおっしゃったように、できれば次回に持ち越していただいて、



大湊町のブロック制等を検討していただければ。幹事会にその件が私は出ておると思っておりますが、その辺、事務局、どのようであったかお聞きしたいと思います。

○宮腰英武委員長 事務局、お願いします。

○高橋克尚事務局長 多分特例期間後の話だと思います。合併協議会においてはまず特例措置を採用するかどうかということと、採用した場合に定数特例なのか、在任特例なのかというのを議論していただく協議機関でございまして、その後の話は合併協議会の枠外ではないかという形で整理させていただいたということでございますので、その点はご了承いただきたいと思っております。ただ、それを踏まえただで大湊さんは意見をお出しになったということでございます。

○宮腰英武委員長 お聞きのとおりでございまして……。

どうぞ。

○畑虎夫委員 名立町の畑と申します。やはり今一番まずこの特例を採用するということまでは、私も皆さん大体がそういう申し出であるならば、この場でそういう方向でいくということくらいは決してもいいのではないかとというふうな考えで実はあります。それから、やはり定数特例をとるかのいろいろの問題になりますと、大湊さんの依木さんのおっしゃいましたように、いろんな今度またそういった問題が出てきますので、これは次回からもゆっくりと、また当町にも持ち帰って検討しなければならぬ問題ですので、いずれにいたしましても3件あるわけですけど、(1)の特例を採用することくらいはきょうは決められるのではないかとというふうに考えますが、吉川町さん、何かいかがでしょうか。その辺はそれも入るわけにはいかないというような考えでしょうか。私は、そんなふうに思いますけど。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○畑虎夫委員 だから、その意味で(1)というふうに。

○八木一郎委員 申し送り事項という話はあったけど、それにこだわらなくてもきょうは議論していいわけでしょう。そうじゃないの。

○高橋克尚事務局長 今ご提案があったのは、特例措置を採用するか否かというところをきょう決めていただいたらいかがかという提案です。その期間を3年とするか、7年とするかはまた(3)でやりますということなので、今のご提案は(1)の部分の特例措置をとるということを皆さんできょうお決めいただいたらいかがかというご提案をなされたということです。

○宮腰英武委員長 ただいまのご提案ありましたけれども、特例措置をとると、これでよろしゅうございますか。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宮腰英武委員長 それでは、全会一致で特例措置をとるということでございます。

それで、あと定数等につきましては若干問題もあるというようなお考えもありますが、一応これらについて次回以降ということでよろしゅうございますか。

○石平春彦委員 座ってしゃべらせていただきます。どうも立つと、一々何か話が途切れちゃうような感じですので。

ですから、私は先ほど要望したのは、一番最初のこの部分は全会一致でいいと思うんですが、いずれにしてももう少し時間を十分かけながら自由な討議といえますか、全部含めて関連してきますもんですからということで、できるだけ皆さんからいろんな意見を出していただいて、どんな考え方のもとにこういう結論というか、考え方が最終的に出てきているのかということをお互いにもう少しキャッチボールをしながら次回に役立つような論議をまずやって、少しでも前といえますか、理解を深めるという意味で前へ進めるような形のをできるだけ時間を有効に使ってやっていただいた方がいいんじゃないかと。ここで途切れて、じゃ次回にまた次から論議しましょうというんでは、どうも私は時間ももたないような気がするもんですから、今こういう段階の中でもうちょっと自由に論議をしていただいて、それぞれ考えてくる間の参考にできるように出していただくような形がいかがなもんかと、こう思いましたもんで、時間がないのであれば、それは確かにそれでやめていただ

いても結構なんですけど。

以上であります。

○宮腰英武委員長 どうぞ。

○小関信夫委員 傍聴の方とか、いろいろいますけども、やはり歯に衣が着せないような発言するとなると、意見を返すわけじゃありませんけれども、先ほど石平さんの発言の、ただし書きは採っていただきたくないと、その発言がやっぱりおもしろになっているというふうに私は思います。ということは、先回の4回目の法定協議会での議長の発言もあるわけだから、流れとしてはそういう流れが一貫しているわけでしょう。私はそう受けとめました。

最後に、ちょっと私聞き逃したんですが、次の何か進め方で、これちょっと聞き逃しちゃって申しわけないんですが、そこら辺石平さんどういう発言したかちょっとまたわからないんですけども、そういう流れの中で要するにほかの人はプレッシャーかかっているか、おれはあんなのかかりはしないけども、そういうふうにとられるところもあると思います。だから、先回の流れから含めて、うちの委員の人はそう言っていました、帰りのバスの中で。だから、受けとめ方は千差万別ですけども、やはり定数特例まで決めておいて、各町村のいろいろ状況があるわけだから、そこら辺は私も八木さんが言ったみたいにまだ話をしてくるというか、みんな特別委員会は恐らくほとんどの町村設置してあるわけですから、そこら辺できょうはここまで決まって、これから2回になるか、3回になるかわからないけれども、そういったやっぱり各町村でも考え方が全部100%決まるわけじゃありませんから、そこら辺のそこそこ決めたような内容も含めて論議した方が私はいいように思うんですけど、どうでしょうか。

○宮腰英武委員長 どうぞ、お話ありましたら。

○石平春彦委員 お互いに言い合っているというわけじゃないと思うんですけど、私が申し上げたのは既に合併協議会に報告がされて、そして小委員会にかかっているわけです。したがって、私どもの上越市議会の論議の経過を簡単に一言で言いますと、議会の中で論議をして、そして理事者側と意見をすり合わせをする中で最終的に幹事会の協議に入っているというのが私どものやり方ですから、ほかのところは違うんだと言われればそれまでなんですけれども、既にこういう形で理由までつけて考え方を整理されて出てきているということは、それぞれの町村でそういうある程度のすり合わせといたしますか、考え方が十分煮詰まって、少なくとも町村レベルというか、おのおのの町村の中では考え方がいわば論議されて、その結論として出てきているんだというふうに私理解しているものですから、したがってできるだけ時間を有効に使って、結論を出すという意味じゃなくて、次回までの考えるための参考にするためにできるだけ時間の中で意見を交わしておいた方がいいだろうというふうに申し上げただけなんで、それ以上でもそれ以下でもないですので、ご理解いただきたいと、こう思っています。

○宮腰英武委員長 いろいろのご意見ございますが、やっぱり定数特例ということを採用するということはこの前のほとんど意見が合意しているわけでございますが、その特例の期間、これが一番問題になりますし、また定数特例の中で定数の48、13町村の増員数の18、これにつきましても若干問題があるというようなご意見も聞いております。だから、その辺を含めて次回のときに特に期間をもし併記された上越市の議会の議員の残任期間とするということになった場合は、じゃどうするのか。あるいは、それが2回、7年と3カ月になりますか、そういうふうにご意見が多くなった場合どうするのか。その辺が非常に大きな問題だと思いますので、その辺を含めていろいろと定数等も考えていかなきゃならんのかなというのは私の意見でございますが、どうでございましょうか。

どうぞ。

○上野學委員 各委員さんからいろいろ意見出ているんですが、ちょっと進め方違うと思うんです。もうちょっと議論するのか。それから、例えば今委員長の方から特例措置を採用するというの、さっき議決とったのかとかちょっとわかんないんですけども、その前に議論を進めていいのか。それから、八木さんのようにもうちょっと待てと、そうおっしゃっている委員の方もいるわけです。それぐっと

今突っ込んで入っちゃっています。だから、その前に先議論進めるのか、進めないのか、そっちの方から決めていかないと、ちょっと今の進め方はおかしいと思うんですけど、そこら辺を皆さんにちょっとお聞きして、このまま進んでいいのか、そこら辺だけを先に確認してから、進んでいいんだということならばこのまま続けていけばいいと思いますけど。

○宮腰英武委員長 いろいろのご議論があって当たり前なんですけど、進め方についてどの部分までここで今話し合っていて、次はどこからというようなその辺何かまとめていきたいと思うんですけど、どうぞ。

○荻谷賢一委員 きょう(1)番の特例措置についても既に決定されたわけでございます、きょうこの場所でもって。この次から採用する特例の措置について、(2)番、これについて議論していただくということでもって、きょうはこの辺でもってこの会を閉じていただいてはどんなもんでしょうか、それをみんな持ち帰って各町村でもって討議をしていただくということにしては、一つ一つ区切っていただきたいと思います。

○宮腰英武委員長 わかりました。ちょっと混乱したかもしれませんが。

○上野學委員 今の意見ができるのか、できないのか、ほかの考えだとかそこら辺を皆さんで決めていただかないと、あっちへ飛んだりこっちへ飛んだりしててちょっとわかりにくいんです。

○宮腰英武委員長 それでは、1番の特例措置の採否については、これは合意しましたですね。ご意見ございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宮腰英武委員長 2番の採用する特例措置についていろいろとご議論があります。それで、次回の方にこれらを含めて特例措置の期間とあわせて次回で十分審議していただくという方向でよろしいかどうか。よろしゅうございますか。

○俵木達委員 大渦ですけど、確認の意味で、そのことはやっぱり大渦の中ブロック制も議論の中に入れて検討すると、こういうことでございましょうか。

○宮腰英武委員長 先ほどの事務局のお話だと、定数特例が決まって、特例期間の中でそれを考えていくというような大渦町さんのご意見だというふうにお聞きしたもんですから、それはそれでいいのかなと、こう。

○俵木達委員 上越市議会の任期に合わせて、その後のことという事務局の気持ちですか、2回目のおきのみこういう気持ちでいらっしゃるわけですか。その辺を議論していただいた方が私はいいんじゃないかと思えます。

○宮腰英武委員長 どうぞ、事務局。

○高橋克尚事務局長 事務局の方からちょっと整理だけさせていただきます。大渦さんのご提案は、ブロック制を設けてほしいというのは、特例措置期間の話じゃなくて特例期間終了後の話ですよ。

○俵木達委員 私たち特別委員会ではそういう意味じゃないんだ。特例期間中でも……

○高橋克尚事務局長 申しわけございません。その点だけについて申し上げれば、合併特例法上ブロック制をしくことはできません。合併特例法上、旧町村の区域でもって増員選挙を行うということでございますので、これを採用することはできません。

○俵木達委員 はい、わかりました。

○宮腰英武委員長 よろしゅうございますね。

それでは、もう時間も相当過ぎておりますので、特例措置と期間については次回いろいろとそれぞれ町村でご意見をまとめてきていただいて、最初の合併協議会準備会のご提案をもとにして、それをたたき台にして、またいろいろご検討いただくと、それでよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宮腰英武委員長 ありがとうございます。

私もふなれでございまして、大変ご迷惑をおかけしましたが、これで閉会にさせていただきます。よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕



4 その他

- 宮腰英武委員長 事務局、何かご連絡ありましたらお願いします。
- 高橋克尚事務局長 ありがとうございます。それでは、確認でございます。次回の第2回の小委員会でございますが、先ほどご連絡いたしましたとおり1月29日の法定合併協議会終了後に行います。ちょっと場所手狭でございますが、その点も含めて再度また事務局で検討させていただいて、またご連絡いたしますが、一応場所については多分この部屋がメインになるのかなというふうに思っておりますが、また改めてご連絡いたしますので、ぜひよろしく願いいたします。
- 宮腰英武委員長 ありがとうございます。  
以上で閉会にさせていただきます。ありがとうございました。

午後4時50分 閉会

上越地域合併協議会小委員会規程第10条において準用する、上越地域合併協議会の会議の運営に関する規程第3条第2項の規定により署名する。

委員長 板倉町合併推進委員会会長

上越市議会議長

安塚町議会議長